

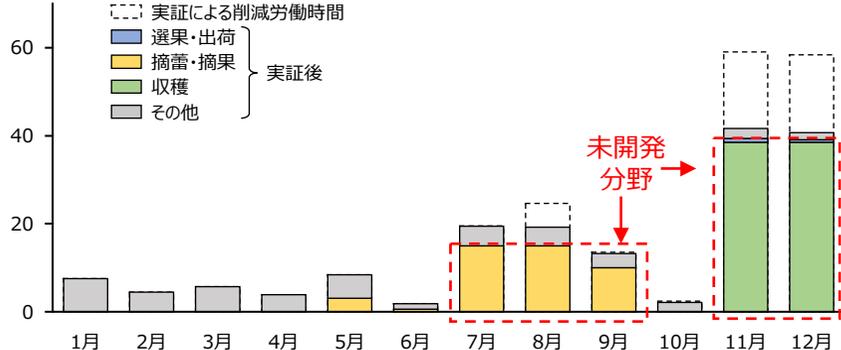
- 国が開発を進める必要があるスマート農業技術等※の分野・目標（重点開発目標）を基本方針において明示。
  - これに沿ってスマート農業技術等の開発や生産現場への供給を一体的に行う取組を国が認定し、開発及び成果の普及を促進。
- ※スマート農業技術その他の生産方式革新事業活動に資する先端的な技術

## 開発供給事業の考え方

- スマート農業実証プロジェクトから得られたデータ等を分析し、
    - ① 営農類型ごとに、
    - ② 周年作業の中で特に労働時間・負荷がかかるために現場からの省力化ニーズが高く、かつ、スマート農業技術等の開発が遅れている作業を特定した上で、
    - ③ 当該作業について人口減少下においても生産水準の維持を可能とする労働時間の削減割合及びその実現に必要なスマート農業技術を「重点開発目標」として設定することを検討
- ▶ 「重点開発目標」を基本方針に位置付け、その目標の達成に寄与する技術の開発及び供給の事業を計画認定により支援

### <果樹作（みかん）の場合のイメージ>

（作業時間/10a） 実証経営体の月別作業時間



- 選果・出荷、摘蕾・摘果、収穫に多くの人手を要し、特に摘蕾・摘果や収穫に使える実用化技術が現状無く、その分野の技術開発が課題。
- これらの分野の労働時間の削減割合を数値目標として設定するとともに、その実現に必要なスマート農業技術を提示。

## スマート農業機械の開発と農薬散布サービスの供給に取り組む研究開発型スタートアップ（事業のイメージ例）

### ■ スマート農業機械の開発

- IT、金融業界を経験した若者が農業の課題解決のために起業。ロボットのハードウェアからソフトウェアまで全て自社で開発。
- 主力はねぎの自動農薬散布ロボットで、畝の幅にロボットのサイズを合わせることで他の露地栽培の農作物に応用する改良も推進。
- 将来は、ハウス栽培用のロボットや、食品加工の自動化の開発も見据える。

### ■ 農薬散布サービスの供給

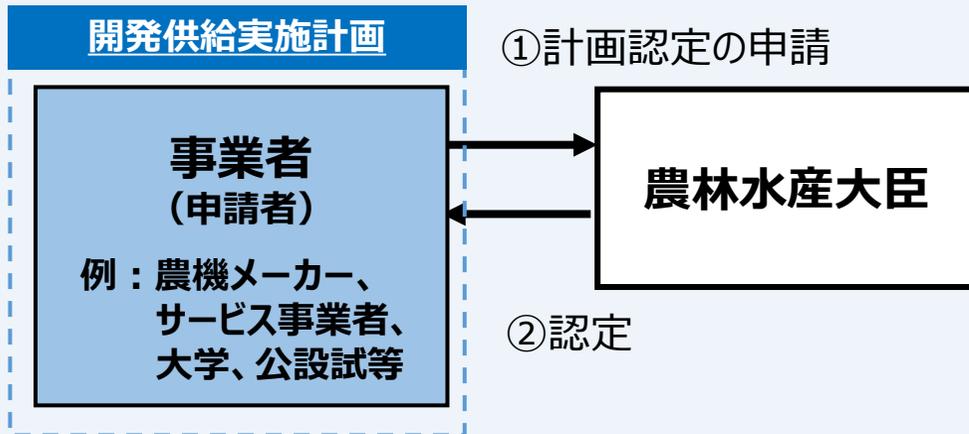
- サービス事業会社を分社化し、開発したロボットを用いた農薬散布サービスを展開。農薬散布に伴う人件費、作業負担、スキルによるムラなど、中小・家族経営を含めた地域の農業者の悩みを解決し、栽培面積拡大、農薬散布のコスト削減に寄与。



ねぎの自動農薬散布ロボット

# 開発供給実施計画のスキーム

## ● 開発供給実施計画のスキーム



### 認定の基準 <基本方針第2の3>

1. 基本方針に照らして適切なものであること
  - 基本方針第2の2(1)から(5)までの事項に適合
2. 円滑かつ確実に行われると見込まれること
  - 開発供給事業の内容及び実施のスケジュールが明確かつ合理的であること。
  - 開発供給事業に必要な資金の額が設定されており、かつ、その調達方法が適切であること。

### 【開発供給事業の内容】

- ・農業において特に必要性が高いと認められるスマート農業技術等  
※2の開発及び当該スマート農業技術等を活用した農業機械等又はスマート農業技術活用サービスの供給を一体的に行う事業

※2 スマート農業技術その他の生産方式革新事業活動に資する先端的な技術

### 【申請者】

- ・開発供給事業を行おうとする者  
(農機メーカー、サービス事業者、大学、公設試験研究機関等)

### 【計画の目標】

次の①開発及び②供給に関する目標として設定

- ① 開発を行うスマート農業技術等に係る農作業等の慣行的な方法や現行の技術水準等を踏まえ、農作業に係る労働時間の削減等、農業の生産性の向上に関する目標を数値で設定すること。
- ② スマート農業技術等を活用した農業資材又はスマート農業技術活用サービスに係る農業者等に対する販売又は提供の数量等当該スマート農業技術等の普及に関する目標を数値で設定すること。

### 【実施期間】

- ・原則 **5年以内**。※ただし、新品種の育成等事業の実施に相当な期間を要すると認められる場合には10年以内で設定可能。

### 【実施体制】

- ・複数の事業者が**共同して申請可能**。その際、それらの取組が開発供給事業として一体性を有すること。
- ・農業者の需要に的確に対応してスマート農業技術等の開発及びその成果の普及に継続的かつ効果的に取り組めるよう、**本邦に当該開発供給事業に係る事業の拠点**を有していること。

### 【その他の事項】

- ・農作業の安全性の確保、新品種やデータ等の知的財産の保護の徹底、環境への負荷の低減等に留意すること。
- ・スマート農業機械等の導入又はスマート農業技術活用サービスの利用に関する**費用や効果等の情報提供を適切に行うこと。**

【定義】 法第2条第5項において、開発供給事業の対象技術（スマート農業技術等）は、農業において特に必要性が高いと認められる、スマート農業技術その他の**生産方式革新事業活動に資する先端的な技術**と規定。

開発供給事業の対象となる「スマート農業技術等」（＝生産方式革新事業活動に資する先端的な技術）には、農業において特に必要性が高いと認められる、

- ①スマート農業技術のほか、
- ②生産方式革新事業活動のために用いられる農業機械等、種苗、肥料、農薬その他の農業資材に関する技術が含まれる。

## <②の例（「スマート農業技術等」の等に含まれるものの例）>

・スマート農業技術の農作業の効率化等の効果を向上させる品種



りんご

省力型：カラムナー品種

ロボットアーム等機械の  
アクセスが容易となる形質



ホウレンソウ

一般的な品種      機械収穫対応品種

茎が長く、機械収穫時の  
歩留まりを改善する形質



いちご

果梗枝が長く、果実の認識が  
容易となる形質

・スマート農業技術の効果の発揮に不可欠な技術



見直し      通常  
(2本/株)    (3本/株)

自動収穫ロボットに適した  
栽培体系の確立  
(+自動収穫ロボット)



果樹自動収穫機に適した  
栽培体系の確立  
(+果樹自動収穫機)



ドローンに適した農薬  
(+ドローン)

# 開発供給事業の認定要件

- スマート農業技術等の実用化が不十分な農作業について、スマート農業技術等の新規開発や実用化に向けた改良が進むよう、**開発に関して、開発供給事業の促進の目標の達成に資すること等の要件を規定。**
- 生産性向上に資する技術が、適切かつ広く農業者に行き渡るように、**供給に関して広域性や継続性等についての要件を規定。**

## ・開発供給事業の内容〈基本方針第2の2(1)〉

開発供給事業とは、次の①から③までを満たす事業（複数の事業者で分担し、共同で申請することが可能）

### ①スマート農業技術等の開発

スマート農業技術等を開発するものとして、次のイからハまでの要件を満たすものであること。

イ 基本方針に掲げる**開発供給事業の促進の目標**の達成に資すること。

ロ **スマート農業技術等に該当する技術**を対象とすること。

-「生産方式革新事業活動のために用いられる**農業機械等、種苗、肥料、農薬その他の農業資材**が含まれる。

ハ **現行のスマート農業技術等の発達や普及の状況、複数の品目又は農作業への応用の可能性等**に照らして、スマート農業技術等の開発及びその成果の普及が生産方式革新事業活動の促進に資するものであること。



### ②スマート農業技術等の供給

①で開発されたスマート農業技術等を活用した**農業機械等、種苗その他の農業資材の生産及び販売、又はスマート農業技術活用サービスの提供**を行うものとして、次のイからホまでの要件を満たすものであること。

イ 対象とする農作業等の慣行的な方法等に比して**品質又は費用の面で優位性を有する**ものであること。

ロ 内容や事業の実施体制等に照らして、可能な限り、**広く供給を図る**ものであること。

ハ **当該スマート農業技術に適合した生産の方式の内容を明確にし、その供給に当たって一体的に普及するよう努める**こと

ニ **農業者等が継続して当該農業資材を適切に使用するために必要な措置（アフターサービス）を実施する**ものであること。

ホ **事業が継続して行われる**ものであること。

③（合併等の措置を含む場合）合併等の措置が、労務若しくは設備の管理又は資金調達の円滑化等に資するものであり、かつ事業分野に属する事業を営む他の事業者との適正な競争を阻害することとなるものではないこと。

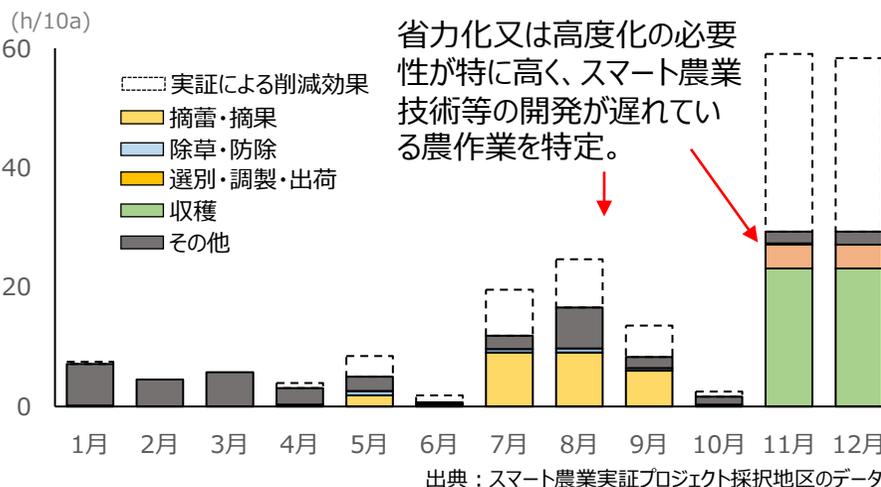
# 開発供給事業の促進の目標（重点開発目標）

- 農業において特に必要性が高いと認められるスマート農業技術等について、基本方針第2の1(2)において、開発供給事業の促進の目標として明示し、開発のリソースを必要な分野に重点的に投入。
- 具体的には、①営農類型ごとに、②省力化又は高度化の必要性が特に高く、かつ、スマート農業技術等の実用化が不十分な農作業について、③スマート農業技術等を実用化することにより、④生産性の向上に関する目標を達成する技術体系を令和12年度までに構築することを目標とする。

【基本方針における開発供給事業の促進の目標の記載内容（果樹・茶作の例）】

農作業の区分		スマート農業技術等	生産性の向上に関する目標
営農類型等	農作業の種類		
果樹・茶作 (かんきつ、りんご、かき、ぶどう、くり、うめ、日本なし、もも、おうとう、茶等)	栽培管理	・自動収穫機の汎用化等を通じた受粉、摘果、摘粒、摘葉、ジベレリン処理、剪定、剪枝、整枝、被覆等の省力化に係る技術	労働時間60%削減
	除草及び防除	・急傾斜地等の不整形な園地における自律走行除草機等の除草作業の省力化に係る技術 ・ドローンや自律走行型の農薬散布機等の防除作業の省力化に係る技術	労働時間80%削減
	収穫及び運搬	・自動収穫機や台車ロボット等による収穫又は運搬作業の省力化に係る技術	労働時間60%削減
	選別、調製及び出荷	・自動選果機等の選別、調整又は出荷作業の省力化に係る技術 ・庫内の環境の精密制御等による貯蔵・品質保持の高度化に係る技術	労働時間60%削減又は付加価値額20%向上

【果樹作の月別慣行作業時間】



スマート農業実証プロジェクトの効果実績をもとに「生産性の向上に関する目標」を設定。その達成に向け、スマート農業技術等を実用化することにより、スマート農業技術とその効果を十分に発揮させる新たな生産方式による技術体系を構築する。



自動収穫ロボットの実用化



自動収穫ロボットに合わせた樹形の変更



果樹・茶作の収穫及び運搬作業の労働時間60%削減

# 開発供給事業の促進の目標（基本方針第2の1（2）抜粋）

農作業の区分		スマート農業技術等	生産性の向上に関する目標
営農類型等	農作業の種類		
水田作（水稻）	育苗及び田植	・ドローンによる直播等の育苗又は田植作業の省力化に係る技術	労働時間80%削減
	除草	・自律走行型除草機や自動水位管理等による抑草等の除草作業の省力化に係る技術（有機栽培体系に対応した技術を含む。）	労働時間80%削減
	収穫、運搬及び調製	・農業機械や調製施設の稼働状況に基づく作業判断の最適化システム等の収穫、運搬又は調製作業の省力化に係る技術	労働時間20%削減
畑作（小麦、大豆、ばれいしょ、そば、てんさい、二条大麦、かんしょ、さとうきび、飼料作物等）	播種及び移植	・全自動移植機等の播種又は移植作業の省力化に係る技術	労働時間60%削減
	除草	・株間除草機や自律走行型除草機等の除草作業の省力化に係る技術（有機栽培体系に対応した技術を含む。）	労働時間80%削減
	収穫、運搬、選別及び調製	・農業機械や選別・調製施設等の稼働状況に基づく作業判断の最適化システム等の収穫、運搬、選別又は調製作業の省力化に係る技術	労働時間20%削減
露地野菜・花き作（キャベツ、だいこん、たまねぎ、スイートコーン、ねぎ、レタス、ブロッコリー、にんじん、はくさい、かぼちゃ、えだまめ、さといも、こまつな、すいか、ごぼう、なす等）	除草及び防除	・株間除草機や自律走行型除草機等の除草作業の省力化に係る技術（有機栽培体系に対応した技術を含む。） ・ドローンや自律走行型の農薬散布機等の防除作業の省力化に係る技術	労働時間80%削減
	収穫及び運搬	・自動収穫機や台車ロボット等による収穫又は運搬作業の省力化に係る技術 ・自動収穫機の効率向上に資する高精度自動移植機等の収穫作業の省力化に係る技術	労働時間80%削減
	選別、調製及び出荷	・ラインへの自動搬入機等による選別又は洗浄作業の省力化に係る技術 ・自動箱詰め機等の仕分け・梱包作業の省力化に係る技術	労働時間60%削減

# 開発供給事業の促進の目標（基本方針第2の1（2）抜粋）

農作業の区分		スマート農業技術等	生産性の向上に関する目標
営農類型等	農作業の種類		
施設野菜・花き作（トマト、ほうれんそう、いちご、きゅうり、メロン、ピーマン、アスパラガス、キク等）	栽培管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動収穫機の汎用化等を通じた摘葉・摘果等の省力化に係る技術</li> <li>局所CO<sub>2</sub>施用等の収量又は品質の向上に資する施設内の環境制御の高度化に係る技術</li> </ul>	労働時間60%削減 又は付加価値額30%向上
	収穫及び運搬	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動収穫機や台車ロボット等による収穫又は運搬作業の省力化に係る技術</li> </ul>	労働時間60%削減
	選別、調製及び出荷	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動パック詰め機等の選別、調製又は出荷作業の省力化に係る技術</li> <li>庫内の環境の精密制御等による貯蔵・品質保持の高度化に係る技術</li> </ul>	労働時間60%削減 又は付加価値額20%向上
果樹・茶作（かんきつ、りんご、かき、ぶどう、くり、うめ、日本なし、もも、おうとう、茶等）	栽培管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動収穫機の汎用化等を通じた受粉、摘果、摘粒、摘葉、ジベレリン処理、剪定、剪枝、整枝、被覆等の省力化に係る技術</li> </ul>	労働時間60%削減
	除草及び防除	<ul style="list-style-type: none"> <li>急傾斜地等の不整形な園内における自律走行除草機等の除草作業の省力化に係る技術</li> <li>ドローンや自律走行型の農薬散布機等の防除作業の省力化に係る技術</li> </ul>	労働時間80%削減
	収穫及び運搬	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動収穫機や台車ロボット等による収穫又は運搬作業の省力化に係る技術</li> </ul>	労働時間60%削減
	選別、調製及び出荷	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動選果機等の選別、調製又は出荷作業の省力化に係る技術</li> <li>庫内の環境の精密制御等による貯蔵・品質保持の高度化に係る技術</li> </ul>	労働時間60%削減 又は付加価値額20%向上

# 開発供給事業の促進の目標（基本方針第2の1（2）抜粋）

農作業の区分		スマート農業技術等	生産性の向上に関する目標
営農類型等	農作業の類型		
畜産・酪農（繁殖牛、肥育牛、豚、乳牛等）	飼養管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・画像センシング等による発情・疾病検知等の生体情報取得の省力化に係る技術</li> <li>・自動洗浄ロボット等による畜舎内の衛生確保の省力化に係る技術</li> <li>・GNSSを活用した放牧牛の位置情報把握等の管理の省力化に係る技術</li> <li>・自動給餌機等の給餌・給水作業の省力化に係る技術</li> <li>・堆肥化ロボット等による家畜排せつ物の管理の省力化に係る技術</li> </ul>	労働時間60%削減又は付加価値額20%向上
	搾乳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搾乳ロボット等による搾乳作業の省力化に係る技術</li> </ul>	労働時間60%削減
農作業共通		<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星やドローン等を用いた農産物の生育、土壌及び病害虫等のセンシングの結果等に連動した農作業の省力化又は高度化に係る技術</li> </ul>	労働時間20%削減又は付加価値額20%向上
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動制御技術や遠隔操作技術を用いた既存の農業機械等の操作の省力化に係る技術</li> </ul>	労働時間40%削減
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートグラス等の熟練を要する作業の補助に係る技術</li> </ul>	労働時間20%削減

## 5.基本方針等について

---

# 基本方針の概要

## 第一 生産方式革新事業活動の促進に関する事項

### <生産方式革新事業活動の促進の意義及び目標>

スマート農業技術の活用を十分に発揮させ、農業所得の向上等を通じた農業の持続的な発展につなげていく重要性等を踏まえ、生産方式革新事業活動を促進する。その際、農業の担い手に加え、中小・家族経営、中山間地域、高齢の農業者等幅広い農業者がスマート農業技術を活用できるよう配慮するものとする。

経営耕地面積を基本に算出するスマート農業技術の活用割合を令和12年度までに50%以上に向上させることとする。

### <生産方式革新事業活動の実施に関する基本的な事項>

#### 【生産方式革新事業活動の主な内容】

- ・その行う農業のおおむね過半で実施すること等により費用対効果を確保できる規模で取り組むこと。（2以上の農業者等で行うことが望ましい。）

#### 【生産方式革新事業活動の促進に資する措置の主な内容】

- ・農業者との継続的な取引の下で、スマート農業技術活用サービスの提供又は農産物又は食品の製造、加工、流通又は販売の方式の導入に取り組むものであること。

#### 【生産方式革新事業活動の目標】

- ・農業の労働生産性の5%以上向上させる目標を設定すること。

#### 【その他の事項】

- ・農業所得が実施前と比較して維持され、かつ正となるよう取り組むこと。（実施期間の終了の後、生産方式革新事業活動の効果を踏まえ、その行う農業の概ね全部で取り組むことが望ましい。）
- ・農作業の安全性の確保、データ等の知的財産の保護、環境への負荷の低減等に留意すること。
- ・関係地方公共団体等との連携を図ること等により、各種施策と調和して行われるものとする。こと。（例：地域計画との調和等）

## 第三 生産方式革新事業活動と開発供給事業の連携に関する事項

スマート農業技術等の開発及び普及の好循環を形成することが重要であるため、国は、研究機構、農業者等、スマート農業技術活用サービス事業者又は食品等事業者、開発供給事業者、地方公共団体、農業関係団体、大学、学識経験者その他の関係者から構成される協議会の設置その他必要な措置を講ずる。

## 第二 開発供給事業の促進に関する事項

### <開発供給事業の促進の意義及び目標>

農業において特に必要性が高いと認められる技術の開発及び供給を迅速に行う重要性等を踏まえ、スマート農業技術等を対象とした開発供給事業を促進する。その際、農業の担い手に加え、中小・家族経営、中山間地域、高齢の農業者等幅広い農業者がスマート農業技術を活用できるよう配慮するものとする。

各営農類型等ごとに、省力化又は高度化の必要性が特に高く、かつ、スマート農業技術等の実用化が不十分な農作業について、令和12年度までにスマート農業技術等を実用化することにより、生産性の向上に関する目標を達成する技術体系を構築する。

### <開発供給事業の実施に関する基本的な事項>

#### 【開発供給事業の主な内容】

- ・国が示す開発供給事業の促進の目標の達成に資するものであること。
- ・農作業の慣行的方法と比べて品質又は費用の面で、優位性を有すること。
- ・農業者が継続してスマート農業技術等を適切に使用できるよう必要な措置を実施するものであること。

#### 【開発供給事業の目標】

- ・開発を行うスマート農業技術等による機能又は効果と当該技術の普及に関する目標を設定すること。

#### 【その他の事項】

- ・農作業の安全性の確保、新品種やデータ等の知的財産の保護の徹底、環境への負荷の低減等に留意すること。
- ・スマート農業技術等の導入等の費用や効果等の情報提供を行うこと。

## 第四 生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関するその他重要事項

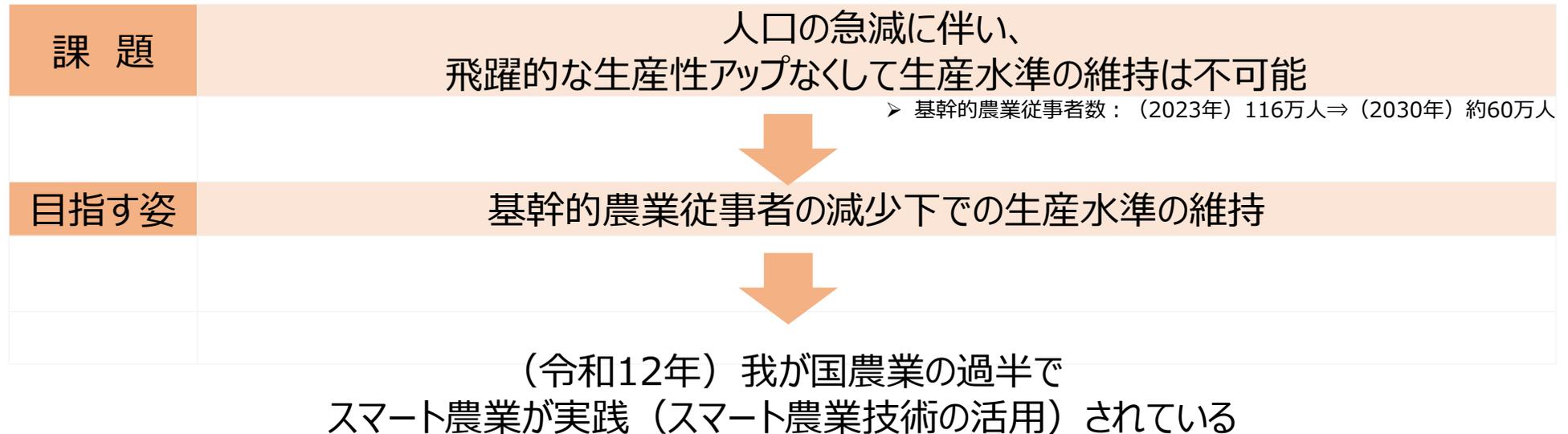
国は、関係者と一体となって、次の事項に留意しつつ、スマート農業技術の活用の促進に関する施策を総合的に推進する。

- ・ 関係府省庁連絡会議を通じたスマート農業技術の活用の促進に関する取組の推進
- ・ スマート農業技術に適合した農業生産の基盤及び情報通信環境の整備
- ・ スマート農業技術の活用に係る人材の育成及び確保
- ・ スマート農業技術等に関する知的財産の保護及び活用等
- ・ 地方公共団体等との連携及び協力
- ・ 関係する予算事業上の措置
- ・ 研究機構を中心とした産学官連携の強化
- ・ 関連施策との連携強化

※その他、先進的であると認められる生産方式革新実施計画の認定基準等（税制特例の要件）を規定

# 生産方式革新事業活動の促進の目標

- 農業者の急速な減少等に対応して、生産性の向上により生産水準の維持を図っていく必要がある現況において、
  - ・ **生産性の向上に直接的につながるスマート農業技術の普及の度合いを評価**できる指標かつ、
  - ・ 幅広い生産者がスマート農業技術を活用し生産性向上に取り組む必要がある中、**農業全体を対象にした指標**が必要であることから、**経営耕地面積を基本に算出するスマート農業技術の活用割合を指標として規定**。



- ・生産方式革新事業活動の促進の目標＜基本方針第1の1(2)＞
  - 経営耕地面積を基本に算出するスマート農業技術の活用割合を令和12年度までに50%以上に向上

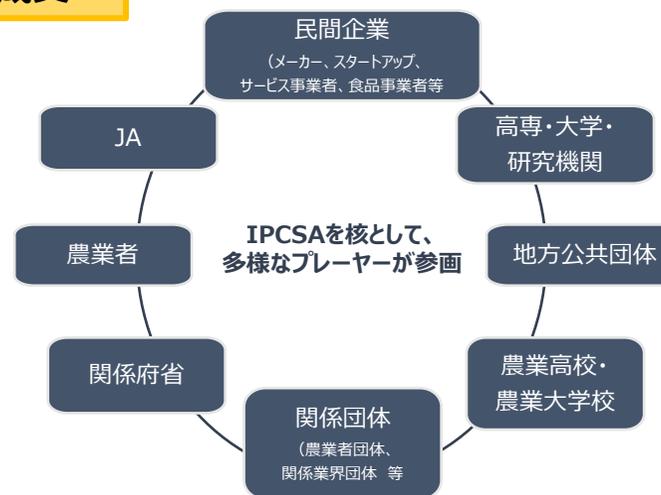
# イブサ IPCSA（スマート農業イノベーション推進会議）について

- **スマート農業技術の開発及び普及の好循環の形成を推進**していくため、農業者、JA、関係団体、民間企業（メーカー、スタートアップ、農業支援サービス事業者、食品事業者等）、高専・大学・研究機関、地方公共団体、農業高校・農業大学校等の**多様なプレイヤーが参画するIPCISA（スマート農業イノベーション推進会）※を設置。**  
※IPCISA : Innovation Promotion Conference for Smart Agriculture
- 同会議において、生産と開発の連携、情報の収集・発信・共有、関係者間のマッチング支援、人材育成等を通じ、**コミュニティ形成を促進。**
- 必要な予算を確保の上、**令和7年度より本格的に活動を開始。**

## 主な機能

1. 生産と開発の連携
2. 情報の収集・共有・発信
3. 関係者間のマッチング
4. 人材の育成
5. 技術的な検討

## 構成員



## 今後のスケジュール

令和6年9月 準備会合の開催  
10月～ HP開設、入会募集

令和7年4月～ 総会の開催、調査事業の実施、  
マッチングイベント、技術研修会、共通課題に対応する検討会の開催 等

詳細及び  
入会はこちら



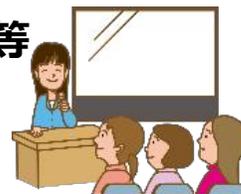
### ①生産と開発の 連携

- ✓ 問合せ窓口を通じ、  
随時意見を受付
- ✓ 定期的なアンケート等で  
ニーズを収集



### ②情報の 収集・共有・発信

- ✓ 国内外の研究開発・実用化の  
動向等を調査
- ✓ 優良事例を含め、参加者間で  
情報共有
- ✓ スマート農業技術等  
に関する正確な  
情報発信



### ③関係者間の マッチング

- ✓ スタートアップやサービス事業  
者等の情報把握
- ✓ マッチングの場の提供
- ✓ 異分野の参画を促すイベント  
等の開催



### ④人材の育成

- ✓ 技術習得に向けた指導者  
の派遣
- ✓ 実践的な研修機会の提供
- ✓ 農業高校、  
農業大学校等  
との連携



### ⑤技術的な検討

- ✓ 経営判断に資する指標の検討、  
優良事例の分析
- ✓ 開発された技術の  
客観的な評価  
手法の検討
- ✓ 標準化等の検討



### ⑥その他

- ✓ 革新的な取組の表彰
- ✓ 様々な取組主体との  
連携のあり方  
の検討



# イブサ IPCSA準備会合の開催について

- スマート農業技術の開発及び普及の好循環の形成の推進に向けて、関係者の機運を醸成するため、令和6年9月30日に**準備会合を開催**（対面及びオンライン）。
- 有識者による講演及びパネルディスカッション等を実施し、農業者、JA、民間企業、大学・研究機関、地方公共団体、農業高校・農業大学校など、**1000名以上の多様な主体が参加**。
- 参加者からは、**イブサ**に対する**多くの期待の声**が寄せられた。

## 講演者及びパネリスト



(株) 浅井農園  
代表取締役  
浅井 雄一郎 氏



(株) アグリーン  
ハート代表取締役  
佐藤 拓郎 氏



北海道大学大学院  
農学研究院  
研究院長・教授  
野口 伸 氏



(株) 日本総合研究所  
創発戦略センター  
チーフスペシャリスト  
三輪 泰史 氏



(国研) 農業・食品産業  
技術総合研究機構  
副理事長  
中谷 誠 氏



農林水産省 大臣官房  
技術総括審議官  
兼農林水産技術会議  
事務局長  
堺田 輝也

## 参加者からの主な意見

- 農業現場で頑張っている者が中心となる会議になってほしい。**参加者が主体性をもって、みんなで盛り上げる意識を持つことが重要**。
- **スタートアップ等が開発した良い技術の供給に向けたマッチング**が必要。スマート農業のビジネスの立ち上がり方が変わることを期待。
- 一部の技術だけでは現場に導入されにくい。**農作業全体を考え、それぞれに対応する技術も発展させていく必要**があり、関係者間で連携したい。
- 経営の中で生まれた**失敗事例も含めて議論**できる場になることを期待。
- 各スマート農業技術について、**地域、品目ごとにあるべき姿を議論**したい。
- 海外からの投資を呼び込むため**国内の競争力ある技術を情報発信**していくべき。  
など



高橋政務官による  
開会挨拶



有識者等によるパネルディスカッション  
(左から三輪氏、浅井氏、佐藤氏、野口氏、中谷氏、堺田技術総括審議官)

# スマート農業技術の活用の促進のための国の措置

- 本法律の施行を契機に**関係府省庁連携の下**、スマート農業技術の活用の促進に関する取組を一体的に進めるために「**スマート農業技術の活用の促進に関する関係府省庁連絡会議**」を設置。
- 第一回会合を令和6年6月26日（水）に開催し、関係府省に対し、「スマート農業技術の展開に向けた**知的財産の保護**や国際標準化の推進についての方策」、「**スマート農業技術に係る教育・実習等を進める方策**」、「**産業機械やロボットの製造業やスタートアップ等のスマート農業技術の開発供給への参入の促進を含め、認定開発供給実施計画を後押しする方策**」等、スマート農業技術の活用の促進に向けた検討を依頼し、各府省から連携を進めていく旨の発言。

・生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関するその他重要事項〈基本方針第4の1(1)〉

- 関係府省庁等が連携して施策を推進する体制の構築

国は、法第20条第3項の規定の趣旨を踏まえ、関係府省庁申合せにより設けられた**関係府省庁連絡会議**を通じ、関係府省庁の連携の下、**スマート農業技術の活用の促進に関する取組を一体的に推進することとする**。また、同条第3項に規定する関係する独立行政法人との連携及び協力についても、関係府省庁連絡会議や第三に定める協議会の中で、具体的な方策を検討し、実施するものとする。

## スマート農業技術の活用の促進に関する関係府省庁連絡会議 構成員

内閣官房	地理空間情報活用推進室 参事官 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 審議官	農林水産省	輸出・国際局 知的財産課長 消費・安全局 植物防疫課長
内閣府	科学技術・イノベーション推進事務局 企画官 宇宙開発戦略推進事務局 参事官		農産局 技術普及課長 畜産局 総務課畜産総合推進室長、畜産振興課長
総務省	知的財産戦略推進事務局 参事官 情報流通行政局 地域通信振興課長		経営局 経営政策課長、就農・女性課長 農村振興局 整備部 設計課 計画調整室長
文部科学省	総合通信基盤局電気通信事業部 基盤整備促進課長 初等中等教育局 参事官（高等学校担当） 高等教育局 専門教育課長		農林水産技術会議事務局 研究調整課長、 研究企画課長、 研究推進課長
経済産業省	製造産業局 産業機械課長 産業技術環境局 成果普及・連携推進室長 （現：イノベーション・環境局 総務課 イノベーション推進政策企画室長）	（事務局長）	大臣官房政策課 技術政策室長（事務局） 農林水産技術会議事務局 研究総務官
国土交通省	航空局安全部 無人航空機安全課長		

## スマート農業技術を活用するための農業生産基盤の整備

- スマート農業技術の活用に適した農業農村整備の推進  
(自動走行農機等に対応した農地整備の手引きの普及等)



ターン農道の整備



中山間地域等での緩傾斜化

## スマート農業技術を活用するための高度情報通信ネットワークの整備

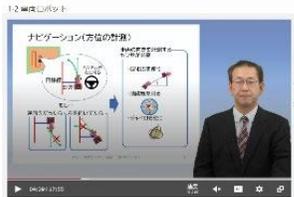
- RTK-GNSS基準局やLPWAの導入推進



RTK-GNSS基準局の導入 農村における情報通信環境整備のイメージ

## スマート農業技術の活用に係る人材の育成及び確保

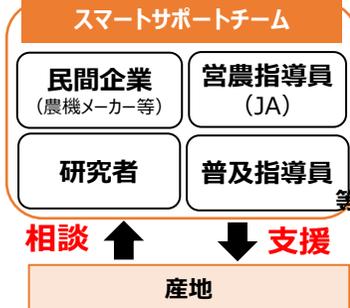
- 農業大学校・農業高校等でのスマート農業技術に関する教育や産学官の有識者等による伴走支援の実施



スマート農業技術の活用に関する教材の充実



現役農業者・教員向け研修会の開催



## スマート農業技術を活用した農作業の安全性の確保

- スマート農業技術を用いた農作業の危険性の調査・分析、農業者やメーカー等への情報提供 (農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドラインの普及等)



リスクアセスメントの実施



ロボット農機の安全使用の訓練の実施等

## スマート農業技術等に関する知的財産の保護及び活用

- データ提供環境の整備、ガイドラインの普及・ルールづくり、相談体制の強化、教育・研修の実施、権利取得の推進、技術の標準化の検討・促進  
(農業分野における営業秘密の保護ガイドライン、農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドラインの普及等)

(スマート農業技術等を活用して得られるデータの例)

- ・スマート農機等で取得した作業データ等
- ・センシング技術等で取得したほ場のデータ等
- ・病虫害の発生状況や登熟具合の画像データ等

農業分野の技術・ノウハウ等を営業秘密として保護

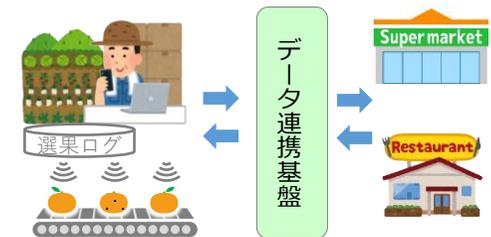


## その他の必要な措置

- スマート農業技術の進展に応じた制度的対応、農業データ連携基盤の活用促進



オープンAPIによる農機間のデータ連携



農業データの川上・川下間のデータ連携